

2025年6月改訂

貯法 室温保存

動物用医薬品

承認指令書番号 56畜A第3865号

販売開始年月 1981年9月

サルファ薬注射剤

要指示医薬品 使用基準 指定医薬品

# ダイメトン<sup>®</sup>B注20%

## Daimeton<sup>®</sup>B Inj.20%

スルファモノメトキシンは、我が国だけでなく広く海外でも動物の抗菌・抗寄生虫剤として使用されているサルファ剤です。

### 【成分及び分量】

ダイメトンB注20%は、1 mL中に日本薬局方スルファモノメトキシ水合物200 mgと、無痛化剤としてベンジルアルコール20 mgを含有する。

### 【効能又は効果】

牛：肺炎、細菌性下痢症

馬：肺炎、フレグモーネ

豚：肺炎、細菌性下痢症、トキソプラズマ症

### 【用法及び用量】

1日体重1 kg当たりスルファモノメトキシ水合物として下記の量を皮下、筋肉内、静脈内又は腹腔内に注射する。

牛：20～30 mg（本剤として0.1～0.15 mL）

馬：10～50 mg（本剤として0.05～0.25 mL）

豚：40～100 mg（本剤として0.2～0.5 mL）

### 【使用上の注意】

#### 「基本的事項」

#### 1. 守らなければならないこと

##### （一般的注意）

- ・本剤は要指示医薬品であるので獣医師等の処方箋・指示により使用すること。
- ・本剤は効能・効果において定められた適応症の治療にのみ使用すること。
- ・本剤は定められた用法・用量を厳守すること。
- ・本剤の使用に当たっては、治療上必要な最小限の期間の投与に止めることとし、過剰にわたる連続投与は行わないこと。
- ・本剤は、「使用基準」の定めるところにより使用すること。

**注意：**本剤は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品ですので、使用対象動物（牛・馬・豚）について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守して下さい。

牛：食用に供するためにと殺する前28日間又は食用に供するために搾乳する前72時間。

馬：食用に供するためにと殺する前10日間。

豚：食用に供するためにと殺する前14日間。

#### （取扱い及び廃棄のための注意）

- ・本剤の外観又は内容物に異常が認められた場合は使用しないこと。
- ・本剤は動物用医薬品であるため、人体用には使用しないこと。
- ・本剤は他の薬剤と混合して使用しないこと。
- ・本剤は有効期間を設定してある動物用医薬品なので使用期限を過ぎた製品は使用しないこと。

- ・よく振り混ぜてから使用すること。
- ・注射器具は滅菌されたものを使用すること。
- ・注射針は必ず1頭ごとに取りかえること。
- ・小児の手の届かないところに保管すること。
- ・本剤の保管は直射日光及び高温を避けること。
- ・使用済みの容器は、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- ・本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- ・使用済みの注射針は、針回収用の専用容器に入れること。針回収用の容器の廃棄は、産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可を有した業者に委託すること。

## 2. 使用に際して気を付けること

### (使用者に対する注意)

- ・誤って人に注射した場合は、直ちに医師の診察を受けること。
- ・本剤が誤って眼、鼻、口等に入ったときは、直ちに水で洗浄やうがい等を行い医師の診察を受けること。

### (対象動物に関する注意)

- ・筋肉内注射を行う場合、注射針が血管内に入っていないことを確認して投与すること。
- ・静脈内注射を行う場合、注射針が血管内に確実に入っていることを確認して投与すること。
- ・静脈内注射する際は、注射速度をできるだけ遅くすること。
- ・副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。

## 「専門的事項」

### ①重要な基本的注意

- ・本剤は初生豚に投与すると、まれに食欲不振、貧血を起こすことがある。

## 【包装】

ダイメトンB注20% 100 mL × 5

## 【製品情報お問い合わせ先】

明治アニマルヘルス株式会社

〒105-0021

東京都港区東新橋一丁目9番2号

TEL：03(4332)1620

FAX：03(6699)7819

<https://www.vet.meiji.com/>

## 【製造販売元】

**明治アニマルヘルス株式会社**

東京都港区東新橋一丁目9番2号

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発症に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所にも報告をお願いします。